

**令和 2 年度 三瓶山広域ツーリズム振興協議会
台湾誘客促進プロモーション・調査業務委託に係る企画提案説明書**

令和 2 年 7 月 17 日
島根県大田市
三瓶山広域ツーリズム振興協議会

1. 目 的

新型コロナウイルスの影響が収束次第、インバウンドの需要喚起に向けた反転攻勢を仕掛けていく必要がある。

三瓶山広域ツーリズム振興協議会では、国立公園満喫プロジェクトの一環としてインバウンド対策に取り組んでおり、外国人への情報発信を行い、誘客につなげることを目指しているが、外国人観光客の三瓶山認知度はまだまだ低く、中国地方のインバウンド市場では非常に弱い立場にある。とりわけ島根県の外国人宿泊者数が最も多い(令和元年)「台湾」を対象とした PR 対策は、三瓶山の観光振興にとって急務となっている。

そこで今年度は台湾をターゲットに三瓶山への誘客促進を図るため、台湾の人にとって魅力となる観光スポットやコンテンツの掘り起こし及びメディアミックス、クロスメディアを用いたプロモーションを実施し、今後のインバウンド推進における方向性を固めることを目的とする。

2. 概 要

台湾からの誘客促進プロモーション及び調査を行う。

なお、業務の詳細は別添「令和 2 年度 三瓶山広域ツーリズム振興協議会台湾誘客促進プロモーション・調査業務委託仕様書」のとおりとする。

3. 委託業務の内容

(1) 業務名	令和 2 年度 三瓶山広域ツーリズム振興協議会 台湾誘客促進プロモーション・調査業務
(2) 委託期間	契約締結日の翌日から令和 3 年 3 月 16 日（火）まで
(3) 業務の内容	I. テストマーケティングの実施 ① 台湾在住者を対象としたアンケートの実施 ② アンケート結果のレポートの実施 II. 情報発信の実施 台湾在住者に対しての三瓶山エリアの認知度向上を目的として、台湾メディアを活用した情報発信を行い、三瓶山エリアの魅力を訴求する。 III. 効果検証の実施 上記 I. II. について、事業効果を計るための手法を発案し、提示する。
(4) 予算上限額	4,000 千円（消費税及び地方消費税を含む） ※委託業務および打ち合わせ費用、企画制作および納品のすべてを含む。

4. 応募資格

(1) 単独の法人又は個人事業主若しくは複数の法人又は個人事業主による連合体（以下、「コンソーシ

アム」という。) であること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号に該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(6) 大田市、飯南町、美郷町内に事業所を有する者にあつては、市町税の滞納がないこと。

(7) 大田市、飯南町、美郷町内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の県税の滞納がないこと。

(8) 複数のコンソーシアム構成員になつての参加、又はコンソーシアム構成員と単独の法人又は個人事業主として重複参加ではないこと。

(9) 次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア. 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産法の申立てがなされている者。

イ. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者。

ウ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続の申立てがなされている者。

エ. 役員等（個人、若しくは法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。

オ. 暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

カ. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

キ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

ク. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

5. 募集に関するスケジュール等

(1) 公募内容の公表 (市ホームページ)	令和 2 年 7 月 17 日（金）
(2) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、質疑票（様式 1）にて令和 2 年 7 月 22 日（水）17 時まで に、持参、メール、FAX のいずれかにより提出すること。
(3) 質疑の回答方法	回答は、質疑をとりまとめのうえ、メールまたは FAX により通知する。 なお、番号等の誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不 利益については関知しないので注意すること。
(4) 質疑回答予定日	令和 2 年 7 月 29 日（水）
(5) 参加申込み	企画提案に参加する者は、参加表明書（様式 2）に必要書類を添え、暴力団等排 除に関する誓約書（様式 3）とともに令和 2 年 7 月 31 日（金）17 時までに持 参または郵送により各 1 部提出すること。持参の場合の受付時間は、9 時～17 時 まで（土・日・祝日は除く）とし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

(6) 参加資格通知 予定日	令和 2 年 8 月 4 日 (火)
(7) 企画提案書 提出期限	令和 2 年 8 月 14 日 (金) 17 時
(8) 審査会	令和 2 年 8 月 21 日 (金) に、企画提案書をもとにプレゼンテーションによる審査を行う。なお、詳細については提案者が決定次第、別途通知する。
(9) 受託者の決定	審査会終了後、すみやかに決定する。
○提出先及び問い合わせ先 三瓶山広域ツーリズム振興協議会（事務局：大田市産業振興部観光振興課 担当：竹下） 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口 1 1 1 1 番地（大田市役所内） TEL：0854-83-8193 FAX:0854-82-9150 e-mail:o-kankou@city.ohda.lg.jp	

6. 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	・ 企画提案書（様式 4）により作成すること。 ・ 用紙の大きさ、添付書類等は、企画提案書の注意事項に従うこと。
(2) 提出方法	・ 計 10 部（事務局分 2 部＋審査員分 8 部）提出すること。 ・ 持参または郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9 時から 17 時まで（土、日、祝日は除く）とし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
(3) その他提出書類	・ 事業実施に係る見積書（いずれも、消費税率 10%での計算として税込額とする、計 10 部）※様式任意
(4) 企画提案等 に係る留意 事項	・ 参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 ① 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。 ② 本書に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。 ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。 ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。 ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。 ・ 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ・ 採用した提案は、事務局と提案者との協議により一部変更する場合がある。 ・ 提出された書類は返還しない。 ・ 提案に係る提案料は支給しない。

7. 審査方法等

(1) 審査方法	審査会において、提案者によるプレゼンテーションを行ったうえで、次項の評価基準に基づき審査を行い、本業務の受託者を選定する。なお、審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は受託者を選定しないことがある。
(2) 審査内容	I. 基本事項 ○コンセプト（配点：15点） ・事業内容（仕様書等）を十分理解しているか。 ○経験等（配点：10点） ・今までの類似業務の実績とトピックス的事項（成功や失敗の事例と、そこからの教訓等） II. 企画内容 ○企画構成（配点：15点） ・ターゲットへの訴求方法が明確であるか。 ・媒体やタイミング、連動性等、効果的なプロモーション構成になっているか。 ○魅力のPR（配点：15点） ・三瓶エリアの魅力を効果的に発信し、台湾在住者に対して伝わるよう工夫がなされているか。 ○調査・分析（配点：15点） ・効果測定の方法が具体的で、かつ分析方法が具体的に示されているか。 ○その他（配点：10点） ・その他企画内容が優れ、特に評価すべき内容があるか。 III. 業務管理体制 ○実施体制（配点：10点） ・責任者や役割分担等が具体的に示され、協議会の要望に応じて即時の対応ができる体制が整っており、本業務を確実に履行できるか。 ○業務計画・作業行程（配点：5点） ・作業ごとに開始・終了が明確にされ、計画的で無理のないスケジュールとなっているか。 IV. 見積価格（配点：5点） ○価格評価 ・見積金額は、予算の範囲内で、妥当な金額と認められるか。提案内容との整合性はあるか。
(3) 結果通知	審査会終了後、すみやかに提案者全員に通知する。

8. 契約内容等

(1) 委託期間	契約締結日の翌日から令和3年3月16日（火）まで
(2) 契約方法	受託予定事業者と委託内容、委託料について協議のうえ、委託契約を書面により締結する。契約は、三瓶山広域ツーリズム振興協議会の構成団体であり事務局を担当する大田市と、受託予定事業者との間で締結する。
(3) 委託料の支払	原則、精算払いとするが、契約に基づき前金払い等を行うことができる。
(4) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、企画提案書にその旨の記載がある場合に限り、認めるものとする。

(5) 契約保証金	契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び大田市財務規則に基づく。
(6) 著作権等	本業務の全ての成果物（素材を含む）の著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む）は、三瓶山広域ツーリズム振興協議会に帰属する。 また、本業務の全ての成果物（素材を含む）の利用に関する全ての著作権者人格権は、受託者は、これを行使しないものとする。 但し、第三者が権利を保有する素材等を使用した場合など、法令上、上記によりがたいものについては例外とする。
(7) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）を遵守すること。
(8) 契約書及び 業務仕様書	別途作成・提示する。